

代金取立規定

多摩信用金庫

1. (取扱証券類)

手形、小切手、公共債、配当金領収証その他証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。

2. (要件の補充等)

- (1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (2) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (3) 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

3. (手数料等)

- (1) 代金取立の受託にあたっては、当金庫所定の代金取立手数料をいただきます。なお、証券類の組戻し、不渡返却があった場合には、その手数料を別途にいただきます。
- (2) 前項手数料を普通預金規定、総合口座規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書または当座小切手の提出を受けることなしに、ご入金口座から引落とします。
- (3) 特別な依頼により要した費用は、別途にいただきます。

4. (発送)

証券類の取立を当金庫の他に本支店または他の金融機関に委託して行う場合には、当金庫が適当と認める時期、方法により発送します。

5. (引受けのない手形等の取扱い)

- (1) 引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信するとともに、引受けおよび支払いのための呈示をする義務を負いません。
- (2) 手形交換による呈示ができない証券類についても同様とします。

6. (取立代金の入金)

- (1) 手形のうち支払期日までに当金庫所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当金庫が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の金融機関相互間における不渡通知時限経過後にその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。
- (2) 「期日入金手形」以外の証券類については、金融機関相互における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。

7. (証券類の不渡り)

- (1) 証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、「期日入金手形」については、その金額を預金元帳から引落とします。
- (2) 不渡りとなった証券類は当店または受付店で返却いたしますので、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (3) 前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものに関し、権利保全の手続きを

します。

8. (証券類の組戻し)

- (1) 証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前日までに当金庫所定の手形返却依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (2) 組戻しをした証券類は当店または受付店で返却いたしますので、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。

9. (免責)

証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために障害についても同様とします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

代金取立の委託に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

11. (その他)

代金取立の取立済代金を預金口座へ入金後、もしくは不渡り・取立委託の取消しにより証券類をご返却後の代金取立手形預り証は無効といたします。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2022年11月4日現在)